

# 熊本県立熊本はばたき高等支援学校「学校いじめ防止基本方針」（改訂版）

令和3年（2021年）3月3日

熊本県立熊本はばたき高等支援学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも、起こりうるものであるという認識を持ち、また、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒及び保護者との共通理解のもと、全職員が一丸となって、いじめのない学校作りを行っていく。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ただし、けんかやふざけ合いであっても、当該生徒が心理的負担を感じている場合や、後にいじめに発展する場合も考えられるため、事実確認を行い、いじめの要素の有無を判断する。

## 3 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等の対策のためいじめ防止等対策委員会を設置する。

### （1）構成員

校長、教頭、事務長、学部主事、副学部主事、各学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、各学年担当生徒指導部、外部専門家

### （2）役割

いじめ防止等対策委員会を学期毎に1回、年間に3回開催し、次に挙げる事項について役割を担う。

ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割、また、情報の窓口を一元化するため、情報集約担当者として生徒指導主事を充てる。

エ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者の連携といった対応を組織的に実施する役割

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

ク いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

#### 4 年間計画

##### (1) いじめ防止等の年間計画

学期	月	内容
1 学 期	4	・「熊本はばたき高等支援学校いじめ防止基本方針」の共通理解 ・相談窓口の周知（入学式時）
	5	・いじめ防止等職員研修①（いじめ問題への対応マニュアルの確認）
	6	・携帯電話・スマートフォン、インターネット等の使用方法講習会 ・「心のきずなを深める月間」の取組 ・心のアンケート（抜粋版）実施
	7	・全校集会で、「心のきずなを深める5カ条」の確認 ・第1回いじめ防止等対策委員会
	8	・人権教育に関する職員研修
2 学 期	9	・いじめ防止等職員研修②（第1回いじめ防止等対策委員会の報告及び現状理解） ・「命を大切に作る心」を育む取組
	10	・「いじめ防止旬間」の取組
	11	・心のアンケート実施
	12	・全校集会で「人権月間」の取組の啓発と「人権月間」の取組 ・第2回いじめ防止等対策委員会
3 学 期	1	・いじめ防止等職員研修③（第2回いじめ防止等対策委員会の報告及び現状理解）
	2	・心のアンケート（抜粋版）実施
	3	・第3回いじめ防止等対策委員会

##### (2) いじめの未然防止の取組と実施時期

###### ア 道徳教育

- ・道徳教育の全体計画に沿って教育活動全般で年間を通して系統的に行う。（通年）

###### イ 人権教育

- ・いじめや差別のない学校・社会の構築に向けた人権教育を年間を通して系統的に行う。（通年）
- ・熊本県人権子ども集会への参加を募る啓発活動を行う。（9月）
- ・「人権月間」を実施し、学校全体でいじめ防止に向けた取組を行う。（12月）

###### ウ 生徒会を中心とした取組

- ・「心のきずなを深める月間」の取組（6月）
- ・「命を大切に作る心」を育む取組（9月）
- ・「いじめ防止旬間」（10月）

###### エ 体験活動

- ・体験活動やボランティア活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分

の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重できる態度を養う。(通年)

- ・クラスで1人一役の役割を受け持つことで、責任感や集団の一員として自覚し、自他を認める心を育てる(通年)

#### オ 情報モラル教育

- ・生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、定期的に情報を収集する。(5月、9月、1月)
- ・スマートフォン等の使用時マナー、インターネットの適切な利用法等を学び、情報モラルや適切な人間関係を身に付ける学習を行う。(通年)
- ・保護者に対して、SNSの利用に関する学校と連携した見守り体制の構築を提案する。(4月)
- ・全校集会等でスマートフォン等情報機器の使用方法、SNS等の適切な利用法等を学ばしたとともに、情報教育の中でモラル教育を随時取り扱う。(通年)

#### カ 学級経営の充実

- ・毎日の連絡帳や健康観察等をとおして、家庭との連携を深める。また、生徒の思いや表情を汲み取る等の細やかな実態把握に努める。(通年)
- ・人権学習をはじめ、すべての授業において、分かる・できる授業の実践に努め、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、生徒一人一人が自己肯定感をもてる授業の実践に努める。(通年)
- ・職員朝会・夕礼・学年会・学習グループ会において積極的に生徒に関しての現状把握を行い、配慮を要する生徒について、課題点等の情報交換を行い、指導・支援の方法等について共通理解を図る。(通年)
- ・教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒が言葉の大切さを気付けるよう指導の充実に努める。(通年)

### (3) いじめの早期発見の取組と実施時期

#### ア アンケート調査等

- ・「心のアンケート」を各学期実施し、いじめの兆候を察知する。また、必要に応じて担任は個人相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。(6月・11月・2月)
- ・「子どものサイン発見チェックリスト(家庭用)」の配付(9月)

#### イ 個別面談等

- ・個別の指導計画の作成に伴い、保護者と本人との3者面談を行い、実態を把握する。(各学期)
- ・教職員やスクールカウンセラー等に相談しやすい雰囲気を醸成する。(通年)
- ・教育相談室・面談室・生徒指導室・保健室を利用して、昼休み及び放課後を中心に行う。(通年)

#### ウ 相談窓口の周知

- ・校内外の相談機関を生徒及び保護者に周知し、悩みを早期に相談できる体制を整える。(4月)  
(熊本県24時間子どもSOSダイヤル、肥後っ子テレホン、こども110番、熊本いのちの電話等、校内相談支援部、スクールカウンセラー)

#### エ 校内研修

- ・いじめの防止、早期発見に資する職員研修を行い、いじめを見逃さない感度を高める。(各学期)
- ・いじめの問題に関する職員研修を実施し、「いじめ防止対策推進法」「熊本県いじめ防止基本方針」「熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則」等

の理解と確認を行う。

## 5 いじめに対する措置

### ア 校内における教職員の対応

- ・いじめの事実があると思われるときは、いじめに係る情報を速やかに情報集約担当者に報告し、いじめ防止等対策委員会を中心にいじめ問題対応マニュアルに基づき、組織的に対応する。いじめられた生徒へは、心のケアを第一に考えた支援体制を組織する。いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、再発防止を図る。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関等との連携の下で取り組む。

### イ 被害生徒とその保護者への支援

- ・被害生徒から、事実関係の聴取を行い、できる限り不安を除去するとともに、教職員が支えとなり安全確保に努めることを伝える。
- ・家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・心身の苦痛を感じていないか面談や声かけを行い、必要に応じて、カウンセラーなど外部専門家の協力を得る。
- ・被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保を図る。

### ウ 加害生徒への指導と保護者への支援

- ・加害生徒から事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚できるようにする。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめ行為の背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・保護者に事実関係を伝え、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解できるようにする。

### エ 集団への対応

- ・再発防止へのねらいを含めた学級や学年全体への指導を行う。
- ・集団に対しても自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを注意することはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、人としてやってはいけない行為であることを伝える。

## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされている必要がある。

### （1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とするが、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、一定期間が経過した段階で判断する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは次に挙げる場合をいう

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品に重大な被害を被った場合
- ・神経性の疾患を発症した場合など

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものと見なして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の発生報告等

重大事態が発生した場合には、次に掲げる事項を記載した報告書、その他の関係書類を県教育委員会に提出する。

- ア 重大事態の発生日時
- イ 重大事態の発生場所
- ウ 重大事態に関係する生徒等の氏名
- エ 重大事態の概要
- オ 重大事態の調査の実施主体に係る意見

(3) 重大事態の調査の実施主体の決定等

報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、重大事態の調査の実施主体を教育委員会と本校のいずれにするかは教育委員会が決定する。

(4) 本校における重大事態の調査の実施、調査委員会の設置等

重大事態の調査を本校で行う場合には、県教育委員会から重大事態の内容に応じ調査に参加することが適当と判断される法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等の推薦を受ける。

校長は、重大事態の調査を行う組織として、いじめの防止等対策委員会を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長自ら依頼をする者、また、教育委員会が推薦する専門家等から構成される「調査委員会」を設置する。

調査委員会の委員の過半数は、専門家等とする。調査委員会は委員長を置き、委員の互選により専門家等である委員のうちから選任する。

(5) 調査結果の報告等

調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出する。本校が行った重大事態の調査報告書については、県教育委員会を通じてその写しが知事に報告される。

(6) その他

ア 調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

イ いじめを受けた生徒及びその保護者に対し重大事態の調査に関する情報提供を行う場合には書面によることとする。

ウ 調査委員会の庶務は、本校において行う。

(7) 調査結果の報告を受けた知事による再調査

ア 再調査

知事は、必要があると認めるときは、調査の結果について「熊本県いじめ調査委員会」において再調査を行う。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告する。